

令和5年度第3回垂井町地域公共交通会議

と き:令和5年10月31日(火)10:30~

ところ:垂井町役場2階 協議会室

次 第

1 会長あいさつ

2 協議事項

垂井町地域公共交通計画 地域・公共交通の概況及び骨子案について

資料1 資料2

3 その他

令和5年度 垂井町地域公共交通会議 委員名簿

No.	区分		団体等	役職	氏名
1	1号委員	町長又はその 指名する者	垂井町	副町長	藤塚 康孝
2	2号委員	事業者	スイトラベル株式会社	取締役社長	梅村 和行
3			岐阜近鉄タクシー株式会社	業務部長	高橋 政信
4			名阪近鉄バス株式会社	乗合バス営業部長	山田 規光久
5	3号委員	事業者団体	公益社団法人岐阜県バス協会	専務理事	木村 治史
6	4号委員	住民代表	垂井町地区まちづくり協議会連絡会	代表	中谷 光雄
7			垂井町老人クラブ連合会	代表	角田 寛
8	5号委員	運輸支局	中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官	渥美 宏
9	6号委員	運転者団体代 表	名阪近鉄バス労働組合	執行委員長	加藤 浩司
10	7号委員	道路管理者	岐阜国道事務所大垣維持出張所	所長	日向 保夫
11			大垣土木事務所施設管理課	課長	林 徹
12	8号委員	垂井警察署	垂井警察署交通課	課長	林 隆彦
13	9号委員	町長が必要と 認める者	岐阜県都市建築部都市公園整備局 公共交通課	課長	城戸脇 研一
14			垂井町総務課	課長	藤塚 正博
15			垂井町建設課	課長	多賀 靖

令和5年度第3回垂井町地域公共交通会議 配席図

会長:垂井町副町長
藤塚 康孝

中部運輸局岐阜運輸支局
首席運輸企画専門官
渥美 宏

名阪近鉄バス労働組合
執行委員長 加藤 浩司
代理:執行委員 佐竹 達也

岐阜国道事務所
大垣維持出張所
所長 日向 保夫

大垣土木事務所
施設管理課
課長 林 徹

垂井警察署
交通課
課長 林 隆彦
代理:交通係長 長瀬 智史

岐阜県都市建築部
都市公園交通局公共交通課
課長 城戸 協 研一



スイトラベル株式会社
取締役社長 梅村 和行
代理:バス事業部
部長 西川 勝則



岐阜近鉄タクシー株式会社
業務部
部長 高橋 政信



名阪近鉄バス株式会社
乗合バス営業部
部長 山田 規光久



公益社団法人
岐阜県バス協会
専務理事 木村 治史
代理:事務局長 中島 喜久夫



垂井町地区
まちづくり協議会連絡会
代表
中谷 光雄



垂井町老人クラブ連合会
代表
角田 寛



垂井町総務課
課長
藤塚 正博



垂井町建設課
課長
多賀 靖



事務局

○ ○
傍 聴 席

1. 上位計画

垂井町第6次総合計画

ひととまちが輝く 地域共創都市
～さらなる やさしさと活気を求めて～

●地域公共交通に関する主要課題

→鉄道やバスなどの地域公共交通は、住民の満足度が低く、行政として利便性等を重視した取組が求められている分野です。本町の重要な移動手段となるJR垂井駅の利用については、運行本数が少なく、大垣駅での乗り継ぎが不便であるため、利便性の高さを確保しなければなりません。今後のさらなる高齢化にも対応し、誰もが外出しやすい環境づくりが求められています。

●地域公共交通に関する戦略のねらい

→地域間移動の動脈となる巡回バスの利便性向上に向け、住民ニーズを反映した持続可能な運営の検討を行い、改善を図ります。(抜粋)

将来都市構造図

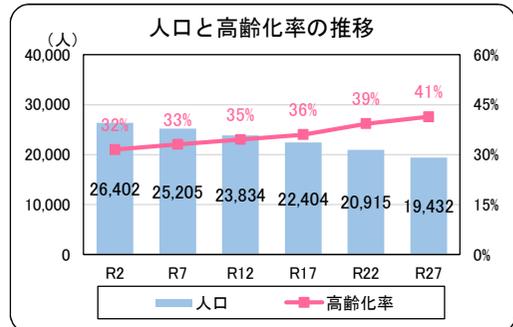


市街化区域以外の集落エリアを「郊外居住ゾーン」として位置付け、人口減少により地域コミュニティの維持が困難となる恐れがあることから、インフラ整備や公共交通の充実と、空家等の適正管理の指導や利活用の推進を図ります。

2. 地域の概況

人口 データ：国立社会保障・人口問題研究所

- ・平成12年以降減少傾向にあり、令和2年で約26,400人に対し、令和27年までに約19,400人まで減少すると予測されている。
- ・高齢化率は令和2年で31%に対し、令和27年には41%になると予測されている。(高齢化率は岐阜県平均とほぼ同じ傾向)

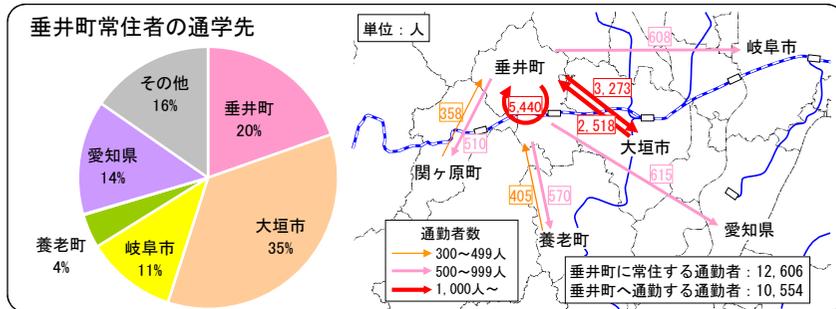
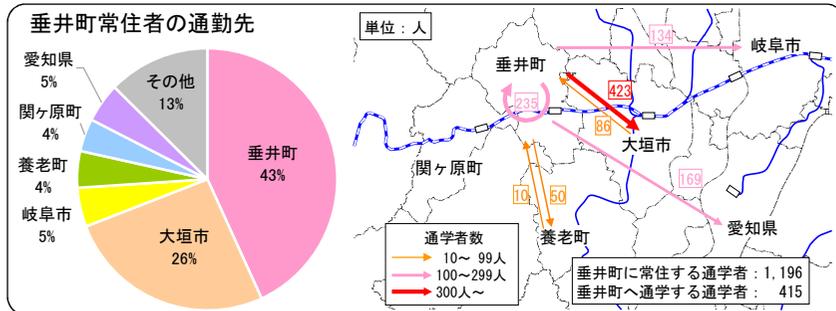


施設

- ・国道21号沿線及び町中心部には多くの商業施設が立地している。
- ・町内の医療施設は内科、外科、歯科、眼科などが30以上ある。

通勤・通学流動 データ：R2国勢調査

- ・通勤先は垂井町内(43%)が最も多く、町外では大垣市(26%)が多い。
- ・通学先は約80%が町外で、特に大垣市(35%)が多い。

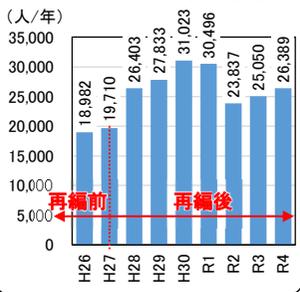


3. 公共交通の概況

鉄道

- ・JR垂井駅は町中心部に位置しており、地域間公共交通ネットワークの拠点としての役割を担っている。
- ・JR垂井駅及び周辺にはロータリー、駐車場・駐輪場が整備されており、キス&ライド、パーク&ライド、サイクル&ライドの利用者が多い。
- ・JR東海道本線の大垣・名古屋方面行きは、毎時約2本、朝ピーク時は最大4本であり、大垣まで約7分、岐阜まで約20分、名古屋まで約50分で行くことができる。
- ・JR垂井駅の1日あたりの乗車人数は、平成18年度の2,800人/日をピークに減少傾向であり、令和元年度は2,630人/日(平成18年の6%減)となっている。また、利用者の83%は定期利用者であり、周辺駅と比べて定期割合は高い。

巡回バスの利用者の推移



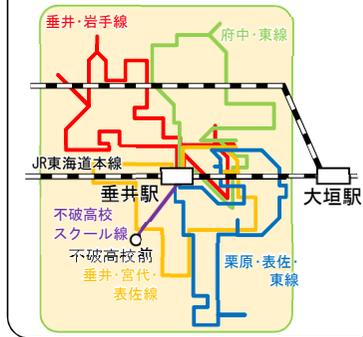
巡回バス

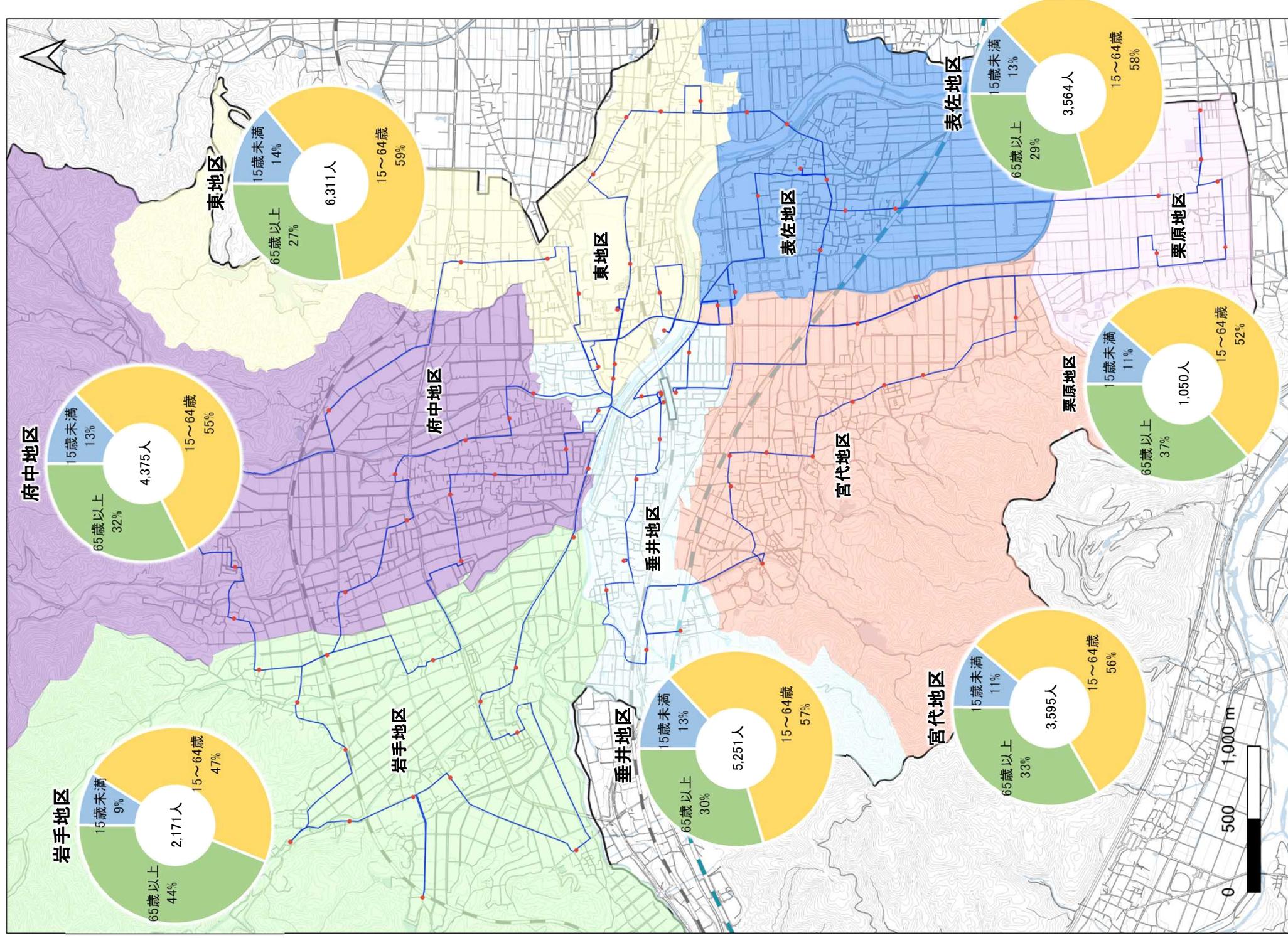
- ・町の福祉施策の一環として平成16年に無料の町内巡回バスとして運行を開始した。
- ・平成27年から自家用有償運送に移行し、JR垂井駅を起点として町内各方面を結ぶ4路線に再編し、9～17時台に8便運行している。バス停は町内で84箇所設置されている。
- ・平日のみの運行で土日祝日・年末年始は運休となっている。
- ・年間利用者数は、路線再編前の平成26年度で18,982人に対し、再編後の令和4年度で26,389人となり、約4割増加している。

不破高校スクール線

- ・不破高校への通学利便性を向上させるため、平成29年に運行を開始した。
- ・平日の登校時のみ垂井駅南口から不破高校前まで2便運行している。

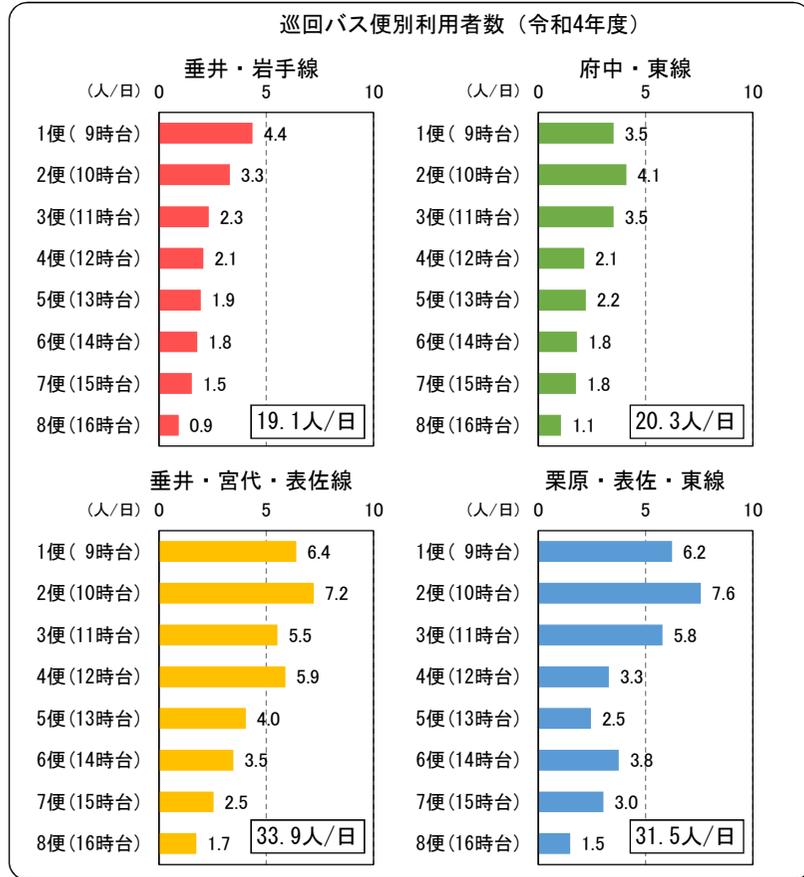
垂井町内の公共交通ネットワーク





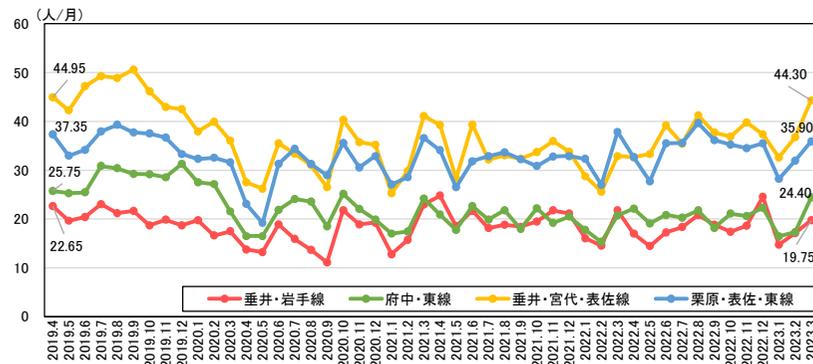
巡回バス 便別利用者数

- ・路線別にみると、南部の2路線（垂井・宮代・表佐線33.9人/日、栗原・表佐・東線31.5人/日）の利用が多くなっている。
- ・便別にみると、いずれの路線も午前中の便の利用が多く、夕方の便は少ない傾向にある。



(集計期間：令和4年4月～令和5年3月)

巡回バス 月別利用者数の推移



4. 現計画の事業実施状況

事業	内容	実施状況	
I 路線見直し			
1	ダイヤの編成	毎時10分発を毎時00分発に変更し、JR(大垣方面)との接続を改善した。	○
2	ルート変更及びバス停の移設・新設	14箇所バス停を新設する等ルートの見直しを実施した。	○
II 利用促進			
1	高頻度利用者への割引制度	継続して定期券の販売を実施し、新たに6ヶ月定期券を導入した。	○
2	運転免許証自主返納支援	運転免許所自主返納者に対し、巡回バスの定期券1年分を交付する事業を継続実施した。	○
3	広報・情報提供	巡回バスの路線図・時刻表を作成、垂井駅西広場やJR垂井駅改札付近に情報板を設置している。	○
4	パブリックスペースの活用	バス車内への園児絵画の展示等を継続実施した。	○
5	住民意見や事業者意見の収集・反映	巡回バスに関する意見や要望の受付・運行計画への検討を実施した。	○
III 隣接市町との連携			
1	稲葉線のバス停新設	未実施。	×
2	隣接市町との境界付近におけるバス停の維持・新設	養老町境界付近の栗原南バス停を維持、寿瀬古バス停を新設し、利便性向上を図った。	○

5. 成果指標の達成状況

- ・垂井・宮代・表佐線の利用者数及び垂井駅での乗降者数は目標値に達したが、その他3路線は達しなかった。利用者数はコロナ禍の影響で令和2年度に一時的に大きく減少したものの、その後は回復傾向にあるため、引き続き需要に応じた運行ルートやバス停の見直しを行い、利便性向上・利用促進を図る必要がある。
- ・利用者1人あたりの運行経費は、人件費や燃料費の高騰等の影響で運行経費が増加しており、わずかに目標値に達しなかった。

(事業年度=10月～9月)

成果指標	基準値 令和元年度	目標値 令和4年度	実績値 令和4年度	達成状況
① 1日あたりの利用者数	130.3人/日	107.1人/日	105.5人/日	×
垂井・岩手線	20.9人/日	19.5人/日	18.4人/日	×
府中・東線	27.8人/日	20.3人/日	19.8人/日	×
垂井・宮代・表佐線	46.9人/日	33.9人/日	34.0人/日	○
栗原・表佐・東線	34.9人/日	33.4人/日	33.3人/日	×
② 垂井駅での乗降者数	45.3人/日	35.9人/日	35.9人/日	○
③ 利用者1人あたり運行経費	742円/人	821円/人	826円/人	×

垂井町地域公共交通計画 骨子案

垂井町における地域公共交通の課題

・地域の現状、地域公共交通の現状等を踏まえ、問題点から解決すべき課題を以下のように整理した。

課題① 移動ニーズに応じた公共交通サービスの見直しが必要

- ・平成27年の路線見直し以降約8年が経過し、利用者数が増加している一方で、停留所の増設など住民からの様々な要望や、運行事業者から運行に関する意見が寄せられている。
- ・バス停別の利用者を見ると、利用の伸びているバス停がある一方で、ほとんど利用のないバス停もみられる。
- ・高齢化の進展に伴い、自家用車による外出ができない移動制約者が一層増加すると予想される。
- ・町内には名所旧跡・文化財が点在しているため、町外からの観光目的の来訪者も多い。町外からの来訪者の移動の円滑を図る必要がある。

課題② 使いやすさ・わかりやすさの向上

- ・現在の巡回バスは高齢者の利用が多く、今後も高齢化が進行していくことが予測されている。高齢者の外出を促進するため、高頻度利用者に利用しやすい環境を整備する等、外出機会を創出するとともに健康増進にも寄与するようなサービスが必要である。
- ・観光客等の来訪者や、普段は公共交通をあまり利用しない住民も安心してバスを利用できるようにするため、初めて利用する人にもわかりやすい情報提供を行う必要がある。
- ・公共交通の分野においても、デジタル技術の発達により情報媒体、情報の精度、情報の種類などが高度化・多様化してきており、それらの情報技術を活用した情報提供が必要である。

課題③ 持続可能な公共交通の維持

- ・運転手不足や労働環境の見直し等により、公共交通の運行コスト(人件費・車両価格・燃料費等)の上昇などの影響もあり、運行にかかる経費が増加傾向にある。
- ・バス路線の見直し等による効率的な運行とバス、鉄道、タクシーを含めた公共交通の利用促進が必要である。

課題④ 住民・交通事業者・行政の連携・協働による取り組みの推進

- ・町では、垂井町まちづくり基本条例に定める基本理念・基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進している。公共交通はまちの形成に不可欠なライフラインであるため、ほかの地域課題と同様に、住民、議会、行政が協働して取り組んでいく必要がある。
- ・将来にわたって持続可能な公共交通を維持していくために、町と交通事業者、地域住民等が連携し、地域の課題の解決に取り組むことが求められている。

垂井町地域公共交通計画の概要

計画の位置づけ 本計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランであり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画として策定するものである。

計画の区域 垂井町全域

計画の期間 令和6年度～令和9年度（4年間）
※ただし、社会情勢の変化や利用者アンケート結果等に応じて、計画期間中であっても適宜見直しを行う。

目指すべき将来像
・上位計画や公共交通の課題を踏まえ、垂井町における地域公共交通のあるべき姿である将来像を次のとおり定める。

- 地域公共交通の将来像**
- ◆高齢者にやさしい公共交通
 - ◆住民が快適に利用できる公共交通
 - ◆町全体に活気をもたらす公共交通
 - ◆みんなで考え、創り、守り、育て、いつまでも持続して運行される公共交通

目標と事業内容(例)

・地域公共交通に関する課題を解決し、目指すべき将来像を実現させるための目標を次のとおり定める。

目標① 高齢者等をターゲットとした公共交通体系の構築	事業内容(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の移動制約者をターゲットとし、買い物や通院などの日常生活の足として便利に利用できる公共交通体系を構築する。 ・より利便性が高く、住民ニーズにあった巡回バスを運行するため、利用実績や要望を踏まえた巡回バスの見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回バスの路線見直し

目標② 誰もが公共交通を利用しやすい環境づくり	事業内容(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に利用される高頻度利用者や乗り継ぎ利用者の運賃負担を軽減するため、利用しやすい運賃体系を整備する。 ・決済手段の多様化に対応するなど、デジタル技術の活用により、公共交通サービスの利便性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高頻度利用者への割引制度 ・運転免許証自主返納支援 ・モバイル定期券の導入 ・キャッシュレス決済の導入

目標③ 情報発信の強化	事業内容(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・巡回バスに関する情報は、多くの住民の目に触れるよう、様々な媒体を活用して広報する。 ・バス情報のオープンデータ化を行い、経路検索サービスの拡大を促進することで、利便性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・情報提供 ・オープンデータの活用

目標④ 多様な主体との連携	事業内容(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・町、交通事業者、関係団体、地域住民等の多様な主体が連携した地域公共交通の検討や利用促進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックスペースの設置 ・住民意見や事業者意見の収集・反映 ・隣接市町との境界付近におけるバス停の維持・新設

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

道路運送法（昭和26年法律第183号）

【旧】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

当該乗合事業者のみが参加

公聴会の開催等が義務付け

改正後の地域公共交通会議

	地域公共交通会議		地域公共交通会議
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	根拠	道路運送法施行規則 (第4条の2)
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) 運賃・料金等に関する事項 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 等 	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 等
対象	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	対象	変更なし
構成員	市町村又は都道府県 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	構成員	変更なし 法第9条第4項の協議会 (協議運賃) 根拠 道路運送法（第9条第4項） 協議事項 運賃・料金等に関する事項 対象 一般乗合旅客運送 市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者